

第十三回 一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案両院協議会会議録第二号

昭和二十七年五月三十一日(土曜日)午後四時一分開会

出席委員

衆議院側

議長 倉石 忠雄君
副議長 西村 久之君
岡西 明貞君
福永 健司君
田中不破三君
田中伊三次君
藤枝 泉介君
村上 勇君

参議院側

議長 草葉 隆圓君
副議長 館 哲二君
宮田 重文君
小野 哲君
木下 源吾君
カニエ邦彦君
油井賢太郎君
紅露 みつ君

委員外出席者

衆議院事務局側

参事(委員部長) 鈴木 隆夫君

衆議院法制局側

法制局長 入江 俊郎君

参議院事務局側

参事(委員部長) 宮坂 完孝君

参議院法制局側

法制局長 奥野 健一君

本日の会議に付した事件

○一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案

会 議

○議長(倉石忠雄君) これより一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案の両院協議会を開きます。

国会法第九十條によりまして、本日の議長は私が務めますからよろしくお願いいたします。

前回には各議院の側からそれぞれ説明を承わり、又官房長官から政府の所見を承わつて懇談の形で種々の御協議を願つたわけでありましたが、本日も前回に引続いて協議のために懇談をいたしたいと存じますが如何でございますか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(倉石忠雄君) それではこの際懇談会に移ります。

午後四時二分懇談会に移る

午後四時五十八分懇談会を終る

○議長(倉石忠雄君) 懇談会を閉じまして引続き会議を開きます。

懇談中の申合せによりまして、本日の会議はこの程度にとどめまして、次回は六月二日月曜日午後一時より開くことにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(倉石忠雄君) 御異議がなければ、さように決定いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十九分散会

昭和二十七年六月五日印刷

昭和二十七年六月六日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 行